

事務連絡
令和8年5月13日

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長

令和9年～11年度社会福祉施設等（障害児施設）の整備計画等調査について（照会）

日ごろから、本県の障害福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年4月28日付けでこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）より、令和9年度予算の確保に向けた新たな施設整備計画及び国土強靱化に関する調査がありました。

つきましては、令和9年～11年度に障害児入所施設や障害児通所支援事業所について国庫補助金を活用し、新たに施設整備を計画している場合は、下記のとおり調査表を提出してください。また、耐震化されていない施設や津波浸水想定区域などの危険な状態にある施設等につきまして、下記のとおり調査表を提出してください。

記

1 調査対象

- ・児童福祉法に基づく障害児施設であって、令和9年～11年度に創設、増築、改築、大規模修繕等の整備計画のあるもの。

※整備する施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く）の所在地が高知市の場合には対象外です。

- ・児童福祉法に基づく障害児施設であって、耐災害性強化が必要と考えられる施設。

2 提出期限

令和8年5月22日（金）

3 提出方法

Eメール (060301@ken.pref.kochi.lg.jp)

4 留意事項

- (1) 本調査はあくまで国の予算確保のための照会であり、今回の回答をもって、各施設への補助が確約されるものではありません。

- (2) 調査表を提出する際に、参考となる資料を添付してください（整備予定地の位置図、概算見積書、図面など整備内容が分かる資料）。
- (3) 補助対象事業種別及び整備区分については、別添「高知県障害児・者施設整備事業費補助金（補助対象事業種別及び整備区分）」を確認してください。
- (4) 施設の創設及び移転改築を行う場合には、当該障害福祉サービスのニーズ調査などにより、具体的な需要の有無を十分把握するようにしてください。

※第3期高知県障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における障害児入所施設・障害児通所支援事業所の利用見込量については、当該計画のP.110～P.120に掲載していますので、参考にしてください。

5 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 企画調整担当 中町・前田

電話：088-823-9633 FAX：088-823-9260

メール：060301@ken.pref.kochi.lg.jp